

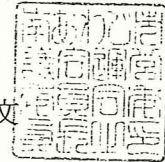
発委第2号

令和元年12月23日

南あわじ市議会議長 熊田 司 様

提出者

議会運営委員会委員長 谷口博文



南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条
第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年南あわじ市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満
100 分の 225	100 分の 180	100 分の 135	100 分の 67.5

附則に次の 1 項を加える。

(令和元年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 8 令和元年 12 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項の表中「100 分の 225」とあるのは「100 分の 227.5」と、「100 分の 180」とあるのは「100 分の 182」と、「100 分の 135」とあるのは「100 分の 136.5」と、「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 68.25」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定(次項において「改正後の条例の規定」という。)は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="219 657 1057 801"> <thead> <tr> <th>6 箇月</th> <th>5 箇月以上 6 箇月未満</th> <th>3 箇月以上 5 箇月未満</th> <th>3 箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の222.5</td> <td>100分の178</td> <td>100分の133.5</td> <td>100分の66.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1084 663 1930 807"> <thead> <tr> <th>6 箇月</th> <th>5 箇月以上 6 箇月未満</th> <th>3 箇月以上 5 箇月未満</th> <th>3 箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の225</td> <td>100分の180</td> <td>100分の135</td> <td>100分の67.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p><u>(令和元年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>8 <u>令和元年12月に支給する期末手当に関する第5条第3項の規定の適用については、同項の表中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」と、「100分の180」とあるのは「100分の182」と、「100分の135」とあるのは「100分の136.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の68.25」とする。</u></p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	100分の225	100分の180	100分の135	100分の67.5	
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75															
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
100分の225	100分の180	100分の135	100分の67.5															

提出の理由

この条例の一部改正は、人事院勧告に伴い、期末勤勉手当を引き上げる改正をする一般職及び特別職と同様に、議員についても期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

その内容は、6月と12月に支給される期末手当2.225月をどちらも2.25月とし、期末手当を年間で0.05月引き上げる改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和元年12月1日から適用するものです。